

『秦會要訂補』輿志考釋

野村治宣

序

徐復撰『秦會要訂補』（以下『訂補』という。）とは、清代に記された、孫楷撰『秦會要』の補完を為す書物である。『秦會要』とは、秦代の制度全般について書かれた書物である。これは秦代の制度が画期的なものであり、それについて簡潔に書いてある史料である。また現状の『秦書』や『秦史』など正史が無い中で、それら制度について書いてあることの意義は大きい。さらに、この『訂補』はそれらに補注をつけより理解しやすいようになっている。

ただし現在は、『訂補』の書かれた時代からさらに年月が流れており、出土文物も増え新たな事実も発見されている。また『訂補』には図なども載っておらず分かりにくい部分もあることは確かである。よって今回、それら出土文物や図なども合わせて考えようという試みがこの考釋であり、また翻訳を附そうというものである。特に今回の考釋は「輿志」、その中でも「車」、つまり車輛のことを中心に行ったものである。

乘輿

始皇二十六年，推終始五徳之運，以爲方今水徳之始。旌旗皆上黒，數以六爲紀，輿六尺，乘六馬^[1]。（始皇本紀^[2]） 【補】王三聘古今事物云..『秦始皇始駕六馬。記曰天子駕六馬。春秋公羊亦云天子駕六。疑周制也。』

[書き下し]

始皇二十六年、五徳の運の終始するを推し、まさに今水徳の始を為すを以てす。旌旗は皆黒^{たつと}を上び、數は六を以て紀と為し、輿は六尺、乗は六馬なり。（始皇本紀）

【補】王三聘古今事物考云はく、「秦始皇、始めて六馬を駕す。記して曰く天子六馬を駕す、と。春秋公羊もまた天子六を駕すを云う、と。周制を疑うなり。」

[訳]

始皇二十六年、五徳の運行の終始を推察し、まさに今が水徳の始めだとした。旌旗⁽¹⁾は全て黒を

尊び、数は六をもって紀とし、輿は六尺、車には六馬をつなぐこととした。(始皇本紀。)【補】王三聘の『古今事物』には、「秦の始皇帝が始めて六馬を繋いだ。これを記録して天子は六馬を繋いでいたといった。春秋公羊伝もまた、天子は六馬を繋いでいたとある。周制は疑わしい。」とある。

注

(i) 旌旗：はた。

【考釋】

[1] 上村嶺出土の兵車などから分析し作成した兵車の諸元表(別表1)より、「輿六尺」は135cmであり、これに該当する部分は戦国末期の出土車輛の輿面積が130～150×104～110cm²より、輿の全幅に該当すると思われる。また、「乗は六馬なり」は秦代の特例であろう。戦国末期まで駕馬数は減少傾向にあり、秦代に商制を取ったため、六馬になったと思われる。ただし、商代は2～4頭が通常であり、商代に六馬が駕されていたというものは見当たらないため、なお検討の余地がある。兵車の図は図表4にある。

[2] 『史記』秦始皇本紀

始皇推終始五德之傳，以為周得火德，秦代周德，從所不勝。方今水德之始，改年始，朝賀皆自十月朔。衣服旄旌節旗皆上黑。數以六為紀，符、法冠皆六寸，而輿六尺，六尺為步，乘六馬。更名河曰德水，以為水德之始。剛毅戾深，事皆決於法，刻削母仁恩和義，然後合五德之數。於是急法，久者不赦。

[書き下し]

始皇、五德の傳の終始するを推し、以て火徳を得るを周と爲し、秦、周の徳に代え、勝らざる所に従う。まさに今水徳の始めなりて、年始を改め、朝賀、皆十月朔自りとす。衣服・旄・旌節・旗、皆黒を^{たつと}上ぶ。数は六を以て紀と爲し、符・法冠は皆六寸として、輿は六尺、六尺は歩と爲し、六馬を乗す。河を更名して徳水と曰い、以て水徳の始めと爲す。剛毅にして戾深、事皆法に於いて決し、仁恩和義母きことを刻削し、然る後五徳の數を合わす。是に於いて法を急にし、久しくする者、赦さず。

[訳]

始皇は五徳の遷り変わりの終始を推察し、周は火徳を得ていたとし、秦は周にとって代わり、周が秦に勝てない所(徳)に従った。まさにそれが水徳の始めであり、年始を改め、朝賀は全て十月

一日からとした。衣服・旒⁽ⁱ⁾・旌節⁽ⁱⁱ⁾・旗は全て黒を尊んだ。数は六をもって紀とし、符・法冠は全て六寸とし、輿は六尺、六尺は一步とし、六馬を駕した。黄河を改名して徳水とし、これらのごとより水徳の始めとした。剛毅であり道にそむいてまで剛情であり、物事は法によって決定し、人情や懐柔など挟む余地がないほど厳しくすることで、その後に五徳の数に合うとした。こうして、法を厳しくし、法に久しく背いている者は赦さなかった。

注

(i) 旒：旗飾り。

(ii) 旌節：使者が持ってゆく旗じるし。

金根車

金根車，秦制也。秦并天下，閱三代之輿服，謂殷得瑞山車，一曰『金根』，故因作為金根之車。秦乃増飾而乘御焉。(古今注。⁽ⁱ⁾)

秦平九國，蕩滅典籍，舊制多亡。因金根車用金爲飾，謂金根車而爲帝軫¹，元^[1]旗皂旂，以従水徳。(通典禮二十四^[2]。)

【補】秦閱三代之車，獨取殷制。古曰桑根車，秦曰金根車也。(宋書禮志五^[3]。)

秦以輦爲人君之乘。(通典禮二十六^[4]。按職官八云。『古謂人牽爲輦，春秋「宋萬以乘車輦其母」是也。始皇乃去其輪而輿之。』)

注

(i) 『古今注』：書名。三卷。晉、崔豹撰。附、中華古今注三卷は、五代の馬縞撰。二書共に名物を考證す。内容は、輿服・都邑・音楽・鳥獸・魚蟲・草木・雜注・問答釋義の八篇。馬縞は篇を分けず、百七十八條ある。外に後漢の伏無忌の撰する所の古今注があったが、今佚し、玉函山房輯佚書に輯本を収めている。

[書き下し]

『金根車』、秦制なり。秦、天下を併せ、三代の輿服^{けみ}を閱し、殷に瑞山車を得るを謂い、一に金根といい、故に因りて作りて金根車と爲す。秦、乃ち飾りを増し、(焉^{こゝ}に)乗御す。(中華古今注)。

秦、九国を平らげ、典籍を蕩滅し、舊制多く亡われる。金根車、金を用いて飾を爲すに因り、金根車を謂いて帝軫と爲す。旗を元(玄)くし、旂(旗足)を皂^{くろ}くし、以て水徳に従う。(通典禮二十四)

【補】秦、三代の車を閱し、獨だ殷制を取る。古は桑根車と曰う、秦、金根車と曰うなり。(宋

書 禮志五。)

秦、輦を以て人君の乗と爲す。(通典 禮 二十六。職官八を案じて曰うに、『古は人牽きて輦と爲すと謂う、春秋、「宋萬、其の母を車輦に乗せるを以てす」は是なり。始皇、乃ち其の輪を去りて之を輿ぐ。』)

[訳]

「金根車」は秦制である。秦が天下を併呑し、三代の輿服^{あらた}を極めて、殷代にあった瑞山車を取ったといい、一つにそれを「金根」といったことから、これによって車を作って金根車した。秦はこれに装飾を増やし、乗った。(中華古今注。)

秦が九国を平定し、典籍を尽く消滅させたので、旧制の多くが失われた。金根車は金を用いて装飾することによって、金根車を「帝軫」といった。旗を黒くし、旗足も黒くすることによって水徳に従った。(通伝 禮 二十四)

【補】秦は、三代の車を極めて、ただ殷制のみを採用した。古くは「桑根車」といったが、秦は「金根車」といった。(宋書 禮志五)

秦は、輦を人君の乗り物とした。(通伝 禮 二十六。職官八を考えていうと、『古くは人が牽くものを輦と言ったという。春秋に「宋萬はその母親を車輦(車とてぐるま)に乗せた。」とあるのはこれである。始皇帝がその車輪を取り除いてこれを担がせたのである。』)

【考釋】

[1] 「元」

「元」は、『通典』禮二十四に「玄旗」と記す。「元」は「玄」であり、玄旗、つまり黒旗である。『秦會要訂補』の作者孫楷は清末の文人であり、康熙帝の名、玄燁を避諱して「玄」を「元」に改めたのである。

[2] 『通典』禮二十四

秦平九國，蕩滅典籍，舊制多亡。因金根車用金為飾，謂金根車，而為帝軫。玄旗皂旂，以從水徳。復法水數，駕馬以六。夏太康盤遊無度，昆弟五人作歌曰，「若朽索之馭六馬」，則六馬非始於秦制，但法水數，故相符爾。

[書き下し]

秦、九國を平らげ、典籍を蕩滅し、舊制多く亡われる。金根車、金を用いて飾を爲す因り、金根車と謂いて、帝軫と爲す。旗を玄くし旂を皂くし、以て水徳に従う。復た水の数に法り、駕馬は六を以てす。(注：夏の太康盤、遊ぶに度無く、昆弟五人歌を作りて曰く、「之を朽索して六馬を

馭すが若し」と。則ち六馬は秦制に始まるに非ず、但だ、水の數に法る、故に相符すなり。）

[訳]

秦が九国を平定し、典籍を尽く消滅させたので、旧制の多くが失われた。金根車は金を用いて裝飾をしたので金根車といい、帝軫とした。旗を黒くし、旗足を黒くすることで水徳に従った。また、水の數に法り、駕馬數は六を用いた。（注：夏の大港盤は、遊ぶことに際限が無く、兄弟は歌を作って「朽ちた縄で六馬を御するみたいなものだ」と言った。つまり、六馬を駕すのは秦制に始まったのではなく、ただ水徳の數に法ったものであり、これゆえに符合している。）

[3] 『宋書』禮志五

秦閱三代之車，獨取殷制。古曰桑根車，秦曰金根車也。漢氏因秦之舊，亦為乘輿，所謂乘殷之路者也。禮論輿駕議曰：「周則玉輅最尊，漢之金根，亦周之玉路也。」漢制，乘輿金根車，輪皆朱斑，……(略)……，駕六黑馬，……(略)……插以翟尾。又……(略)……路如周玉路之制。應劭漢官鹵簿圖，乘輿大駕，則御鳳皇車，以金根為副。又五色安車、五色立車各五乘。建龍旂，駕四馬，施八鸞，餘如金根之制，猶周金路也。

[書き下し]

秦、三代之車を閱し、獨だ殷制を取る。古は桑根車と曰い、秦、金根車と曰うなり。漢氏、秦の舊に因り、亦乘輿と爲し、所謂殷の路に乗す者なり。『禮論』輿駕議曰く、「周、則ち玉輅最も尊し、漢の金根も亦周の玉輅なり。」と。漢制、乘輿は金根車なり、輪は皆朱斑にして……(中略)……、六黒馬を駕し、……(中略)……翟尾を以て插す。又……(中略)……路、周の玉輅の制の如きなり。應劭の漢官、鹵簿圖、乘輿は大駕なれば則ち鳳皇車を御し、金根を以て副と爲す。又、五色の安車・五色の立車各々五乘なり。龍旂を立て、四馬を駕し、八鸞を施し、餘は金根の制の如くす、周の金路の如くなり。

[訳]

秦は三代之車を検めて、ただ殷制のみを採用した。古くは桑根車といい、秦が金根車と言った。漢代は秦の旧制に従い、また天子の車とし、いわゆる殷路⁽ⁱ⁾に乗ることである。『禮論』⁽ⁱⁱ⁾「輿駕議」には、「周はすなわち玉輅を最も尊び、漢の金根車もまた周の玉輅⁽ⁱⁱⁱ⁾と同様である。」と。漢制では、天子の車は金根車であり、車輪はみな朱塗りであり……(中略)……、六頭の黒馬を駕し、……(中略)……雉の尾を挿した。また、……(中略)……、路は周の玉輅の制度のようなものである。應劭^(iv)の『漢官儀』^(v)鹵簿圖には、「天子の車は大駕^(vi)なのでつまりは鳳凰車^(vii)を御し、金根車を副車とした。」とある。また、五色の安車^(viii)・五色の立車^(ix)はそれぞれ五乘である。龍旂^(x)

をたて、四頭の馬を駕し、八鸞^(xi)を施し、その他は金根車の制度のようにし、周制の金路^(xii)のよ
うなものであった。

注

- (i) 殷路(=輅)：殷輅。車の名。殷代に用いた輅。大輅をいう。又、路=輅の根拠は、『正字通』の「路、與輅通。」
- (ii) 『禮論』：『荀子』の篇名。
- (iii) 玉輅：珠玉で飾った天子の車。玉路。
- (iv) 應劭：後漢、汝南の人。字は仲遠。博学にして多聞、孝廉に挙げられ、官は靈帝の時太山太守。黄巾の賊を破って功があり、獻帝の時、袁紹の軍謀校尉となる。著に漢官儀・禮儀故事・風俗通・中漢集序等がある。
- (v) 『漢官儀』：原本十卷。今佚す。後漢、應劭撰。西漢の官制を記す。
- (vi) 大駕：天子の乗物の一。転じて、天子自身を指す。大駕を用いる時の行列を鹵簿といい、公卿が奉引し、大將軍が參乗し、太僕が御する。屬車は八十一乗。
- (vii) 鳳凰車：車の名。鳳車。天子のみくるま。
- (viii) 安車：坐乗する車。一頭の馬に駕する蓋の低い小車で、老人や婦女の使用に供する。安輿。
- (ix) 立車：車の名。倚乗する車。
- (x) 龍旂：天子の旗
- (xi) 八鸞：八つの鸞鈴
- (xii) 金路：金で飾った車。周制で、王の五路の一。同姓の諸侯に下賜する。

[4] 『通典』禮二十六

秦以輦爲人君之乘。

[書き下し]

秦、輦を以て人君の乗と爲す。

[訳]

秦は輦を人君の乗り物とした。

屬車

古者諸侯貳車九乘。秦滅九國，兼其車服，故大駕屬車八十一乘也，尚書、御史乘之。最後一車，

懸豹尾., 以前皆皮軒, 虎皮爲之也。(獨斷^[1]。)

秦制, 大駕屬車八十一乘, 法駕半之, 左右分行。其車皆皂蓋赤裏, 朱輻輳戈矛弩箠, 尚書、御史所載。最後一乘, 懸豹尾., 豹尾以前, 比省中。(續漢輿服志^[2]。)
【補】續志無『左右分行』句, 文見通典禮二十六^[3]。

【補】隋書禮儀志^[4]..『屬車八十一乘。』閻毗曰..『此起於秦, 遂爲後式。』

張良與客狙擊秦皇帝博浪沙中, 誤中副車。(留侯世家^[5]。楷按此即屬車。通典禮二十四^[6]云..『秦平天下, 以諸侯所乘之車爲副』是也。)
【補】留侯世家索隱..『漢官儀..天子屬車三十六乘。屬車即副車, 而奉車郎御而從後。』與前八十一乘說異。

[書き下し]

古は諸侯、貳車⁽ⁱ⁾九乗あり。秦、九国を滅し、その車服を兼ねる、故に大駕の屬車、八十一乗なり。尚書、御史之に乗す。最後の車、豹尾を懸ける。以前は皆皮軒にして、虎皮、之を爲すなり。(獨斷)

秦制、大駕屬車八十一乘、法駕⁽ⁱⁱ⁾之を半ばとし、左右分かちて行く。其の車皆、蓋を皂くし、裏を赤くし、輻輳⁽ⁱⁱⁱ⁾を朱くし、戈矛弩箠ありて、尚書・御史の載せる所なり。最後の車、豹尾を懸ける。豹尾以前、省中に比す。(續漢輿服志)
【補】續志『左右分行』の句無し、文、通典禮二十六に見ゆ。

【補】隋書禮儀志、『屬車八十一乗なり。』閻毗曰く、『此れ秦に起き、遂に後の式と爲る。』と。張良、客と秦の始皇帝を博浪沙中に狙撃し、誤りて副車に中る。(留侯世家。楷、按ずるに、此れ即ち屬車なり、と。通典禮二十四の云う、『秦、天下を平らげ、諸侯の乗る所の車を以て副と爲す』は是なり。)
【補】留侯世家索隱、『漢官儀、天子の屬車三十六乗なり。屬車、即ち副車なり、而して奉車郎、御して後に従う。』前の八十一乗と異を説く。

注

- (i) 貳車：副車。『儀禮』士喪禮に「貳車畢乘、主人哭拜送。」とあり、その注には「貳車、副車也。」とある。また、「貳」自体に「そえる」という意味がある。
- (ii) 法駕：天子の車駕。鹵簿に大駕・法駕・小駕の三あり、儀衛の繁簡を以て區別する。
- (iii) 輻輳：輻、後漢書・輿服志にはその語無し。

[訳]

古くは、諸侯は副車を九乗もっていた。秦は九国を滅ぼし、その車服を兼用したので、大駕の屬車⁽ⁱ⁾が八十一乗となった。尚書・御史がこれに乗った。最後の車は豹尾を掲げた。豹尾を掲げた車より前の車は全て皮軒車⁽ⁱⁱ⁾であり、虎皮がこれに用いられた。(獨斷)

秦制では、大駕の屬車は八十一乗であり、法駕はこの数の半分とし、列を左右に分ける。その車は全て蓋いを黒くし、その裏を赤くし、輻⁽ⁱⁱⁱ⁾・輻^(iv)を赤くし、戈・矛・弩箛があり、尚書と御史の乗るものである。最後の一乗には豹尾を掲げる。豹尾よりも前(の車は)朝廷内の儀衛の順列に倣った。(續漢輿服志)

【補】『續志』には「左右分行」の句はなく、文は『通典』二十六に見える。

【補】『隋書』禮儀志には、「屬車は八十一乗である。」とあり、閻毗は、「これは秦に端を發し、ついに後の形式となった。」と言っている。

張良は、刺客と秦の始皇帝を博郎沙で狙撃したが、誤って副車に当たってしまった。(留侯世家。孫楷が考えるには、「これがつまり屬車である。」と。『通典』禮二十四にある、「秦が天下を平定し、諸侯の乗る車を副車とした」というのはこれである。) 【補】『留侯世家』索隱には、「『漢官儀』には天子の屬車は三十六乗である、とある。屬車はつまり副車であり、奉車^(v)郎がこれを御してその後に従った。」とあり、前出の八十一乗と異説である。

注

(i) 屬車：貳車、つまり副車。

(ii) 皮軒車：虎皮で飾った車。

(iii) 輻：車の蓋い、もしくは車の箱。

(iv) 輻：幌、又は車輻はおおわの中に入る部分の名。

(v) 奉車：官名。漢、武帝置く。三都尉の一。乘輿を御することを掌る。以後、歴代王朝が之を置いたが、唐には副車を馭することを掌り、常置せず。宋、廢す。

【考釋】

[1] 『獨斷』

古者諸侯貳車九乘。秦滅九國，兼其車服，故大駕屬車八十一乘也。尚書御史乘之。最後一車懸豹尾，以前皆皮軒虎皮爲之也。

[書き下し]

古は諸侯、貳車九乘あり。秦、九國を滅し、その車服を兼ねる、故に大駕の屬車、八十一乗也。尚書、御史之に乗る。最後の一車、豹尾を懸け、以前は皆皮軒の虎皮之を爲すなり。

[訳]

古くは、諸侯は副車を九乗もっていた。秦は九國を滅ぼし、その車服を兼用したので、大駕の屬車が八十一乗となった。尚書・御史がこれに乗った。最後の一車には豹尾を掲げ、それより前は

皮軒車の虎皮⁽ⁱ⁾を掲げるものであった。

注

(i) 虎皮：虎の皮。古、竿首に建てて兵衆に警戒を指示し、又、干戈を包んで、武を以て兵を服するを明にする等に用いた。

[2] 『續漢』輿服志

古者諸侯貳車九乘。秦滅九國，兼其車服，故大駕屬車八十一乘，法駕半之。屬車皆皂蓋赤裏，朱幡，戈矛弩箠，尚書、御史所載。最後一車懸豹尾，豹尾以前比省中。

[書き下し]

古は諸侯、貳車九乘あり。秦、九國を滅し、その車服を兼ねる、故に大駕の屬車、八十一乘なり。法駕之を半ばとす。屬車、皆蓋を皂くし、裏を赤くし、幡を朱くし、戈矛、弩、箠、尚書・御史の載せる所なり。最後の車、豹尾を懸ける、豹尾以前は省中に比す。

[訳]

古くは、諸侯は副車を九乗もっていた。秦は九國を滅ぼし、その車服を兼用したので、大駕の屬車が八十一乗となった。法駕はこの数の半分であった。屬車は、全て蓋いを黒くし、その裏を赤くし、幡を赤くし、戈・矛・弩・箠⁽ⁱ⁾を備え、尚書と御史の乗るものである。最後の車は豹尾を掲げ、豹尾より前の車は仗内⁽ⁱⁱ⁾に倣った。

注

(i) 箠：やなぎい。えびら。

(ii) 仗内：まもり。護衛。唐の制で、宮殿の兵衛。『通典』の著者が唐代であることから、この序列に従ったものと思われる。(『唐書』儀衛志：凡朝會之仗、三衛番上、分爲五仗、云云、皆帶刀捉仗、列於東西廊下、每月以四十六人、立内廊閣外、號曰内仗、朝罷放仗、天子出、則有細仗黃麾仗。)

[3] 『通典』禮二十六

秦制，大駕屬車八十一乘，周制，凡良車、散車不在等者，其用無常，以給遊燕及恩惠之賜。從軍所載輜重財貨之車，車後開戸。作之有功有沽，良車功多，散車功少。鄭玄曰：「作之有功有沽。」沽，籠也，則屬車之流。及周之末，諸侯有貳車九乘。秦滅九國，兼其車服，故屬車八十一乘。薛綜曰：「屬者，相連屬也，皆在後，爲三行。」法駕半之。左右分行其車，皆皂蓋赤裏，朱幡，戈

矛弩箠，尚書、御史所載。最後一乘懸豹尾，豹尾以前比省中。小學漢官篇曰：「豹尾過後，罷屯解圍。」胡廣曰：「施之道路，故須過後，屯圍乃得解，皆所以戒不虞也。淮南子曰『軍正執豹皮，所以制正其衆』也。」省中即今之仗内。

[書き下し]

秦制、大駕の屬車八十一乗なり、(注：周制、凡そ良車・散車の等に在らざる者は、其の用いるに常無く、以て遊燕(游燕)、及び恩惠の賜に給す。軍に従いて輜重財貨を載せる所の車は、車後戸を開く。之を作すに功有り、沽有り、良車は功多く、散車は功少なし。鄭玄曰く、「之を作すは功有り、沽有り。」と。沽は麗なれば則ち、屬車の流なり。周の末に及び、諸侯貳車九乗有り。秦、九國を滅し、其の車服を兼ねる、故に屬車八十一乗なり。薛綜曰く、「屬は、相連屬するなり。皆、後に在りて、三行を為す。』)法駕は之を半ばとす。其の車を左右分行し、皆蓋を皂くし裏を赤くし、輜輳を朱し、矛戈弩箠ありて、尚書・御史の載る所なり。最後の一乗、豹尾を懸け、豹尾以前は省中に比す。(注：『小學』漢官篇曰く、「豹尾過ぎて後、屯を罷め圍を解く。」と。胡廣曰く、「之を道路に施す、故に須く過ぎて後、屯圍乃ち解くを得る、皆虞えざるを戒める所以なり。淮南子曰く、『軍正豹皮を執る、其の衆を正しく制する所以』なり。』と。省中は即ち今の仗内なり。

[訳]

秦の制度は、大駕の屬車は八十一乗である。(注：周の制度では、およそ「良車」・「散車」の階級ではないものは、それを使用するのに則がなく、酒宴を楽しんだり恩惠を賜ることに給する。軍に従って輜重や財貨を積載する車は、車の後ろの戸が開く。これを作るのには巧みなものがあり、粗略なものがある。良車には巧みなものが多く、散車には巧みなものが少ない。鄭玄は、「これを作るのには巧みなものと粗略なものがある。」と言っている。「沽」は「麗⁽¹⁾」であるので、屬車の類である。周末に及んでは、諸侯は副車を九乗が有った。秦は九國を滅ぼし、その車服を兼用したので、屬車が八十一乗になった。薛綜は、「『屬』は互いに連続することである。全て後ろにあって三列をなしている。」と言っている。)法駕はこれの半数とする。その車の列を左右に分け、全て蓋いを黒くし、輜輳を赤くし、矛・戈・弩箠があり、尚書・御史を載せる。最後の一乗は豹尾を掲げ、豹尾より前は省中に倣う。(注：『小學』漢官篇には、「豹尾を過ぎた後は、集合を止め、圍いを解く。」とある。胡廣は、「これを道路に施したので、全て通過した後は集合や圍いを解くことができ、全て備えないことへの戒めの所以である。淮南子には、『軍正が豹尾を執り、その集団を正しい方へと抑制する所以である』とある、と言っている。」「省中」とはつまり今の仗内である。

注

(i) 麤：粗い。

[4] 『隋書』禮儀志

屬車，案古者諸侯貳車九乘，秦滅九國，兼其車服，故為八十一乘。漢遵不改。……(中略)……法駕三十六乘，小駕十二乘。開皇中，大駕十二乘，法駕減半。大業初，屬車備八十一乘，並如犢車，紫通幟，朱絲絡網，黃金飾。駕一牛。在鹵簿中，單行正道。至三年二月，帝嫌其多，問起部郎閻毗。毗曰：「臣共宇文愷參詳故實，此起於秦，遂為後式，故張衡賦云『屬車九九』是也。次及法駕，三分減一，此漢制也。故文帝紀『奉天子法駕迎代邸』，如淳曰『屬車三十六乘』是也。又據宋孝建時，有司奏議，晉遷江左，唯設五乘，尚書令建平王宏曰：『八十一乘，無所準憑，江左五乘，儉不中禮。但帝王旂旒之數，皆用十二，今宜準此，設十二乘。』開皇平陳，因以為法令。憲章往古，大駕依秦，法駕依漢，小駕依宋，以為差等。」帝曰：「大駕宜用三十六，法駕宜用十二，小駕除之可也。」

[書き下し]

屬車、案ずるに古は諸侯、貳車九乘ありて、秦九國を滅し、其の車服を兼ねる、故に八十一乗と為る。漢、遵じて改めず。……(中略)……法駕三十六乘、小駕十二乗なり。開皇中、大駕十二乗、法駕半ばを減ず。大業の初め、屬車は八十一乗を備え、並びに犢車の如くし、^{あま}通ねく幟を紫し、絲絡網を朱し、飾を黄金とす。一牛を駕す。鹵簿中に在りて、正道を單行す。三年二月に至り、帝其の多なるを嫌い、起部郎閻毗に問う。毗曰く、「臣宇文愷と共に故實を參詳す、此れ秦に起き、遂に後の式と為る、故に張衡の賦に云う『屬車九十九乘』は是なり。次に法駕に及び、三分は一を減ず、此れ漢制なり。故に文帝紀の『天子の法駕を奉じて代邸に迎える』、如淳『屬車三十六乘』を云うは是なり。又宋の孝建の時據り、奏議を司る有り、晉、江左に遷す、唯だ五乗を設ける、尚書令建平王宏曰く、『八十一乗、憑(たよる、もとづく)に準ずる所無く、江左の五乗、儉するは禮にあた中らず。但帝王の旂旒の數、皆十二を用いる、今宜しく此れに準じ、十二乗を設けるべし。』と。開皇に陳を平らぐ、因りて以て法令と為す。憲章の往古、大駕は秦に依り、法駕は漢に依り、小駕は宋に依り、以て等を差すを為す。」と。帝曰く、「大駕、宜しく三十六を用いるべし、法駕、宜しく十二を用いるべし、小駕之を除くが可なり。」と。

[訳]

屬車とは、考えるに古くは諸侯は副車を九乗もっていて、秦が九國を滅ぼし、その車服を兼用したので、八十一乗となった。漢は(これに)準じて改めなかった。……(中略)……法駕は三十六乗で、小駕は十二乗である。開皇⁽ⁱ⁾の年代中には、大駕は十二乗、法駕は(その数の)半分を減らした。大業⁽ⁱⁱ⁾の年代の初めには、屬車は八十一乗を備え、併せて犢車⁽ⁱⁱⁱ⁾のようにし、通幟^(iv)を紫色

とし、絲・絡・網^(v)を赤くし、黄金を飾った。一頭の牛を繋いだ。天子の行列の中であって正道を単独に進んだ。(大業の)三年の二月になって皇帝はその多いことを嫌い、起部郎^(vi)の閻毗に問うた。閻毗は、「私が宇文愷^(vii)と共に古い事実を調べたところ、これは秦に端を発し、ついには後の時代の公式なものとなったので、張衡^(viii)の賦にある『屬車九十九乘』はこれである。次に、法駕については三分の一を削減した。これは漢の制度であるので、『漢書』文帝紀の『天子の法駕を奉じて代邸に迎えた』や、如淳の『屬車三十六乘』と言っているのはこれである。また、南朝宋の考建の時^(ix)から、奏議を司ることがあり、晉が江左^(x)に遷都し、ただ五乗を設置した。尚書令の建平王は『八十一乗は根拠に準じる所が無く、江左の五乗は、儉約していることが礼にかなっていない。ただし、帝王の旂旒の数は全て十二を用いており、今はこれに準じ、十二乗を設置するべきである。』と言っている。開皇年代に陳^(xi)を平定し、これにより法令とした。憲章の昔は、大駕は秦に根拠を持ち、法駕は漢に根拠を持ち、小駕は南朝宋に持ち、以て階級を区別することとした。」と言った。皇帝は、「大駕は三十六乗を用いるべきであり、法駕は十二乗を用いるべきであり、小駕はこれを削除するがよい。」と言った。

注

- (i) 開皇：隋、高祖文帝(楊堅)の年号。
- (ii) 大業：隋の煬帝、楊康の年号。
- (iii) 犢車：小牛にひかせる車。牛車。
- (iv) 通幟：すべての車の幌、もしくはとばり。
- (v) 絲・絡・網：絲はきいと、絡はふるわた、網はあみ。
- (vi) 起部：官名。六部の一。造営工作の事を掌る。晉宋以来、起部尚書あり、宗廟宮室を造営するごとに設け、竣工すれば廢す。隋以後、工部と改める。
- (vii) 宇文愷：隋の人。字は安樂。諡は康。官は金紫光祿大夫。著に東都圖記・明堂圖議・釋疑がある。
- (viii) 張衡：後漢、西鄂の人。字は平子。若くして文を善くし、五經に通じ、六芸に淹貫す。構思十年、兩京賦を作る。
- (ix) 宋の考建の時：南朝宋、孝武帝、劉駿の年号。
- (x) 行左：長江下流の南岸の地。今の江蘇省等の地。江東。
- (xi) 陳：南朝の一。陳霸先が梁の禪讓を受けて建てた国。建康に都し、長江・珠江兩流の流域を領有した。今、江蘇省江寧縣治。五主三十三年で隋に滅ぼされた。

[5] 『史記』留侯世家

秦皇帝東游，良與客狙擊秦皇帝博浪沙中，誤中副車。

[書き下し]

秦の皇帝東遊し、良と客秦の皇帝を博郎沙中に狙撃し、誤りて副車に中る。

[訳]

秦の始皇帝が東遊した時、張良とその刺客は秦の始皇帝を博郎沙で狙撃したが、誤って副車に命中した。

[6]『通典』禮二十四

秦平天下，以諸侯所乘之車為副。

[書き下し]

秦、天下を平らげ、諸侯の乗す所の車を以て副と爲す。

[訳]

秦は天下を平定し、諸侯の乗っていた車を副車とした。

辟惡車

辟惡車，秦制也。桃弓葦矢，所以祓除不祥也。太僕令一人，在車前，執弓箭。(古今注、通典禮二十四⁽¹⁾)

[書き下し]

辟惡車、秦制なり。桃弓葦矢、不祥を祓除する所以なり。太僕令一人、車前に在りて、弓箭を執る。(古今注、通典 禮 二十四)

[訳]

辟惡車は、秦の制度である。桃弓⁽ⁱ⁾、葦矢⁽ⁱⁱ⁾は、不吉なものを祓い除ける所以である。太僕令⁽ⁱⁱⁱ⁾が一人、車の前に居て、弓箭を持っている。

注

(i) 桃弓：桃の木で作り、災悪を除去する弓。

(ii) 葦矢：葦を以て作った矢。十二月晦日追儼の式に方相氏が桃弓と併せ持ち、疫鬼を追い射

たもの。

(iii) 太僕：官名。周官では夏官の屬。秦・漢、之に因る。九卿の一。輿馬及び牧畜の事を掌る。

【考釋】

[1] 『通典』禮二十四

秦制也。桃弓葦矢，所以禳祓不祥。太卜令一人，在車，執弓箭。出崔豹古今注。

[書き下し]

秦制なり。桃弓葦矢は、不祥を禳祓する所以なり。太卜令一人、車に在りて、弓箭を執る。(崔豹の古今注に出づる。)

[訳]

秦の制度である。桃弓、葦矢は、不吉のものを祓い除ける所以である。太卜令が一人、車の前に居て、弓箭を持っている。(崔豹の『古今注』に出典している。)

【補】輜涼車

【補】始皇崩於沙丘，棺載輜涼車中。(始皇本紀[1]。按説文..『輜輶，臥車也。』段玉裁注..『師古曰..輜輶本安車，可以臥息。輜者密圍，輶者旁開窗牖，各一乘，隨事爲名。』按始皇本紀，上混書曰『輜涼車』，下言『上輜車臭』，以屍實在輜車，不在輶車也。古二車隨行，惟意所適。)

[書き下し]

【補】始皇沙丘に崩じ、棺、輜涼車中に載せる。(始皇本紀。按ずるに、説文、『輜輶は、臥車なり。』と。段玉裁の注、『師古曰く、輜輶、本は安車なり、臥息を以てすべきなり。輜は圍いを密にし、輶は窗牖(まど)を旁開す(あまねく開く)。各々一乗を別とし、隨事名を爲す。』と。始皇本紀を按ずるに、上は書を混せて『輜涼車』と曰い、下は『上輜車、臭う』と言う、以て屍、実は輜車に在り、輶車に在らざるなり。古は二車、隨行し、惟だ意、適する所なり。)

[訳]

【補】始皇帝が沙丘で崩御し、(その)棺は輜涼車の中に載せた。(『史記』始皇本紀。考えるに、『説文解字』⁽ⁱ⁾には、「輜涼車とは臥車⁽ⁱⁱ⁾である。」とある。段玉裁⁽ⁱⁱⁱ⁾の注には、「顔師古が言うには、輜涼車はもともと安車であり、臥せたり休息したりすることができるものである。輜車は圍いを隠し、輶車窓を全て開く。それぞれ一乗ずつが別であり、それぞれに名前を付けている。」

とある。『史記』始皇本紀を考えると、上の方は記述を混同して「輜輳車」といい、下の方は「上の輜車は臭う」という、よって屍は実際は輜車にあって、輳車には載っていなかった。昔は(この)二車が随行した。ただ、意味は合っている。

注

(i) 『説文解字』：後漢、許慎撰。和帝の後書があり、永元十二年に成る。略して『説文』とも言う。後漢時代の字書。本書は秦の始皇帝が全国の文字を統一してから正式な字体となった小篆に基づき、文字の字義・字形を解説したもので、同類の字典としては最古であり、中国文字学上の最高の典拠となっている。

(ii) 臥車：伏臥して乗る車。

(iii) 段玉裁：清、金壇の人。著に『説文解字注』等がある。

(*) 輜輳車の構造は恐らく図表5のようなものである。

【考釋】

[1] 『史記』始皇本紀

始皇崩於沙丘平臺。丞相斯為上崩在外，恐諸公子及天下有變，乃祕之，不發喪。棺載輜輳車中，……(略)

[書き下し]

始皇沙丘の平臺に於いて崩ず。丞相の斯、上の崩ずること外に在るを為し、諸公子及び天下に變有るを恐れ、乃ち之を祕し、喪を發せず。棺、輜輳車中に載せ、……(略)

[訳]

始皇帝が砂丘の平臺で崩御した。丞相の李斯は始皇が崩御したのが行幸中であったため、諸公子や天下に乱が起こることを恐れ、これを祕して喪を發しなかった。棺は輜輳車の中に載せて、……(略)

参乘

【補】商君之出，多力而駢脇者為驂乘。(商君列傳^[1]。)

始皇親近蒙毅，位至上卿，出則参乘。(蒙恬列傳^[2]。)

【補】始皇崩，丞相斯祕不發喪，棺載輜輳車中，故幸宦者参乘。」(始皇本紀^[3]。)

[書き下し]

【補】商君の出、多力にして駢脇の者は驂乗を為す。(商君列傳)

始皇、蒙毅を親近し、位上卿に至り、出づれば則ち參乗す。(蒙恬列傳)

【補】始皇崩じ、丞相の斯、秘して喪を發せず、棺輜涼車中に載せる、故に宦者に參乗を幸す。」
(始皇本紀)

[訳]

【補】商鞅が外出するとき、力が強く一枚あばらの壮士が陪乗した。

始皇帝は蒙毅を側近とし、蒙毅の位は上卿になり、始皇帝が外出する時は陪乗した。

【補】始皇帝が崩御し、丞相の李斯は秘密にして喪を發せず、棺は輜輳車の中に載せたので、宦官が陪乗することに恵まれた。

警鐘

警鐘、所以戒行徒也。周禮.. 蹕而不警。秦制.. 出警入蹕，謂出軍者警戒，入國者皆蹕止也，故曰出警入蹕也。(古今注)

[書き下し]

警鐘、行徒を戒める所以なり。周禮.. 蹕して警さず。秦制.. 出づるは警し入るは蹕す、軍を出だすは警戒、入國するは皆蹕止するを謂うなり、故に出づるは警、入るは蹕と曰うなり。(古今注)

[訳]

警鐘というのは、道行く人々を戒める所以である。周禮には、蹕(*)は行うけれども警は行わないとある。秦の制度では、天子が出御する時には警を行い、天子が入る時には蹕を行うとあり、軍を出すことは警戒であり、入国することは全て蹕止すると言うので、出る時は警、入る時は蹕というのである。

注

(*) 警蹕：天子の出入りするときに人行を戒めること。出るに警、入るに蹕という。一説に、皇帝の輦が動く時、左右に侍する者を称するを警といい、殿を出れば蹕という。

髦頭

國有奇怪，觸山截水，無不崩潰，唯畏髦頭。故使虎士服以鎮之，衛至尊也。（北堂書鈔三百三十引摯虞決疑要注。『世祖會羣臣，問髦頭之義，彭權對以秦記』云云。）【補】宋書禮志五作彭推。

秦文公時，雍南山有大梓樹。文公伐之，輒有大風雨，樹生合不斷。時有一人病，夜往山中，聞有鬼語樹神曰。『秦若使人被髮以朱絲繞樹伐汝，汝得不困耶？』樹神無言。明日，病人語聞公。如其言伐樹，斷，中有一青牛出，走入豐水中。其後牛出豐水中，使騎擊之，不勝。有騎墮地復上，髮解，牛畏之，入不出。故置髦頭。（秦本紀文公二十七年正義引錄異傳。又御覽六百八十引玄中記，云是始皇事。）

[書き下し]

國、奇怪有り、山を觸し水を截し、崩潰せざる無く、唯だ髦頭を畏れる。故に虎士の服を使用して以て之を鎮め、至尊を衛るなり。（北堂書鈔、三百三十、摯虞の『決疑要』注を引きて、『世祖、羣臣に會し、髦頭の義を問ひ、彭權對えるに秦記を以てす』云云と。）【補】宋書禮志五、彭推と作す。

秦の文公の時、雍南山、大梓樹有り。文公、之を伐すれば、輒ち大風雨有り、樹、生合して斷ぜず。時に一人有りて病す、夜、山中に往きて、樹神に鬼語有るを聞きて曰く、『秦、若し人をして被髮し朱絲を以て樹を繞し、汝を伐たしめば、汝、困らざるを得んや？』と。樹神、言無し。明日、病人の語、公に聞こゆ。その言の如く樹を伐ち、斷ず、中に一青牛有りて出づる、走りて豊水中に入る。其の後、牛、豊水中より出づる、騎をして之を撃たせしむも、勝らず。騎、地に墮ちて復た上がる、髮、解け、牛、之を畏れ、入りて出でず。故に髦頭を置く。（秦本紀文公二十七年正義異傳を録りて引く。又、御覽六百八十、玄中記を引きて、是を始皇の事と云う。）

[訳]

國に怪物がいた。山を動かし水を截ち、崩壊しないものはなかったが、唯一髦頭を畏れた。よって虎士の服を使ってこれを鎮め、天子を護衛した。（『北堂書鈔』三百三十は摯虞の『決疑要』の注を引いて、「世祖は羣臣に会い、髦頭のことを問ひ、彭權は答えるのに秦の記述をもって答えた」云云とある。）【補】『宋書』禮志五では彭推となっている。

秦の文公の時、雍南山に大きな梓の樹があった。文公がこれを切らせると、大風雨が起こり、樹は生えて合わさり、切り倒せなかった。ある時、一人の人がいて病にかかった。夜中に山の中に行き、樹神に鬼語があると聞いて、「もし、秦が人を使って髪を振り乱し、赤い綱で樹を囲い、お前を切ろうとすれば、お前は困らないことがあろうか？」と言った。樹神は何も言わなかった。次の日、病人の言葉は文公の耳に入った。その言葉の通りに樹を切り、切り倒した。中には一頭

の青い牛がいて出てきて、走って豊水の中へと入った。その後、牛は豊水の中から出てきたので、騎馬兵にこれを撃たせようとしたが、勝てなかった。騎馬兵は地に堕ちて、また馬の上にあがったが、髪が解けていた。牛はこれを畏れ、入って出てこなかった。だから髦頭を置いたのである。(『史記』秦本紀、文公二十七年の正義は異傳をとって引いている。また、『御覽』六百八十は玄中記をひいてこれを始皇帝の時の事であると言っている。)

相風畢網

周禮辨載法物，莫不詳究。然無相風畢網、旒頭之屬，此非古制明矣。何承天謂戰國並争，師旅數出，懸烏之設，務察風祲，宜是秦制矣。(宋書禮志五。)

[書き下し]

周禮、法物を載せるを辨じ、詳究せざる莫し。然れども相風、畢網、旒頭の屬無し、此れ古制に非ざるは明なり。何承天、戰國の並争、師旅數々出で、烏の設を懸け、務めて風祲を察する、宜しく是秦制なり。(宋書禮志五。)

[訳]

『周禮』には、大駕・鹵簿の儀式についての記載をしており、詳しく述べられていないものはない。しかし、相風、畢網、旒頭の類いは無いので、これは古い制度ではないのは明白である。何承天は戰國の並争の時は、烏の餌を懸けて、努めて風の向きを観察した。これは秦の制度である。

前驅

大駕前驅，有鳳皇闔戟，秦制也。(續漢輿服志。) 【訂】續志不云秦制，惟商君列傳有『操闔戟』句，當引此爲。又『闔』假爲『鉞』，說文..『鉞，鉞也。鉞、小矛也。』

秦改鐵鉞作鉞，始皇制也。(古今注。又一本云..『鉞，秦制也，今乘輿諸王妃公主通建之。』) 檔案開元禮錄云..『今乘輿之前，削木爲斧，謂之儀鉞，即所謂改鐵鉞作之者也，其制固皆承之秦。』

[書き下し]

大駕前驅、鳳皇闔戟有り、秦制なり。(續漢 輿服志) 【訂】續志、秦制を云わず。惟だ商君列傳『操闔戟』の句有り。まさに此れを引きて證と爲すべし。又、『闔』は假りて『鉞』と爲す、說文、『鉞、鉞なり。鉞、小矛なり。』と。

秦鉄鉞を改めて鉞を作す、始皇の制なり。(古今注。又、一の本云う、『鉞、秦制なり。今の乘輿、

諸王妃・公主、通ねく之を建てて。』楷、開元禮録を案じて云わく、『今の乘輿の前、木を削りて斧を爲す、之を儀鍠と謂いて、即ち所謂鉄鍠を改めて之を作る者なり、其の制、固より皆之を秦に承ける。』)

[訳]

大駕の前驅には、鳳凰闕戟⁽ⁱ⁾があり、秦の制度である。(續漢 輿服志) 【訂】『後漢書』では、秦の制度とは言っていない。ただ、『史記』商君列伝に「闕戟を操る」という句がある。まさにこれを引き合いに出して論拠とするべきである。また、「闕」という字は仮字であり「鉞」という字である。『説文』には、「『鉞』は『鉞』である。『鉞』とは小矛である。」とある。

秦は鉄鍠を改めて「鍠」とした。始皇帝の制度である。(古今注。また、ある本では、「『鍠』は秦の制度である。今の乘輿は、諸王妃・公主は全てこれを立てている。」と言っている。孫楷が『開元禮録』を考えて言うには、「今の乘輿の前は、木を削って斧としており、これを儀鍠と言っていた。つまりいわゆる鉄鍠を改めてこれを作ったのである。その制度は元々全て秦から継承している。」である。)

注

(i) 鳳凰闕戟：古の戟の名。

廐馬

大僕，周官，秦因之。掌輿馬，有丞。(百官表。)

始皇有七名馬.. 追風、白兔、躡景、奔電、飛翮、銅爵、神鳧。(初學紀二十九，引古今注。)

公子高上書曰.. 『先帝無恙時，中廐之寶馬，臣得賜之。』(李斯列傳。)

[書き下し]

太僕、周官、秦之に因る。輿馬を掌り、丞有り。(百官表。)

始皇、七名馬有り。追風、白兔、躡景、奔電、飛翮、銅爵、神鳧なり。(初學紀二十九，引古今注。)

公子高の上書曰く、『先帝、恙無き時、中廐の寶馬、臣、之を賜うを得る。』(李斯列傳。)

[訳]

太僕・周官は、秦はこれに因っている。輿馬を掌り、丞がいた。

始皇帝は七頭の名馬を持っていた。それは「追風」・「白兔」・「躡景」・「奔電」・「飛翮」・「銅爵」・「神鳧」である。

公子高の上書は、「先帝が恙無い時には、厩舎にいる宝馬は臣下がこれを賜ることができた。」と言っている。

参考文献

- 孫 楷 著 徐復 訂補 『秦會要訂補』 中華書局 1959
 陽法魯 許樹安 主編 『中国古代文化史 1』 北京大学出版社 1989
 林壽晋 著 『先秦考古学』 中文大学出版社 1991
 劉慶柱 著 『古代都城与帝陵考古学研究』 科学出版社 2000
 袁仲一 著 『秦始皇陵的考古发现与研究』 陝西人民出版社 2002
 孫 楷 著 楊善群 校補 『秦會要』 上海古籍出版社 2004

別表 1

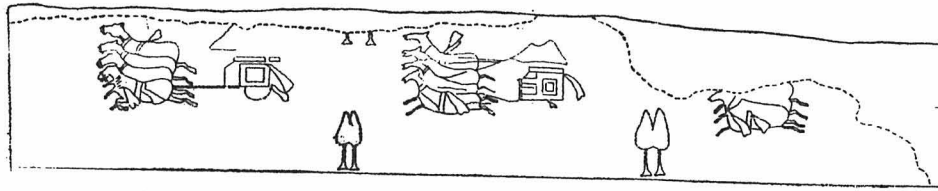
	輶(輶)	輶(径)	輶(本数)	輪径	軌幅	轂(長さ)	衡(長さ)
商代	240~290	7~13	16~26	122~145	224~240	40	100
周代	280~320	8~10	18~24	130~140±	224~240+	40±~51	250
春秋時代	292~300	6~8	25~34	122~140	155~215	35~36	100~220
戦国時代	170+	18	26~32	130~150	180~200	38	170

輿行

	輿(広さ)	輿(長さ)	軸(長さ)	軸(径)	乗員数(人)	駕馬数(頭)
商代	100~160	70~100	294~315	10	2~3	2
周代	135~164	70~100	294~304	7.8±	3	3~6
春秋時代	104+~140	82~100	155+~247	5~8	3	4
戦国時代	130~150	104~110	242	10~12	3	4

単位=cm

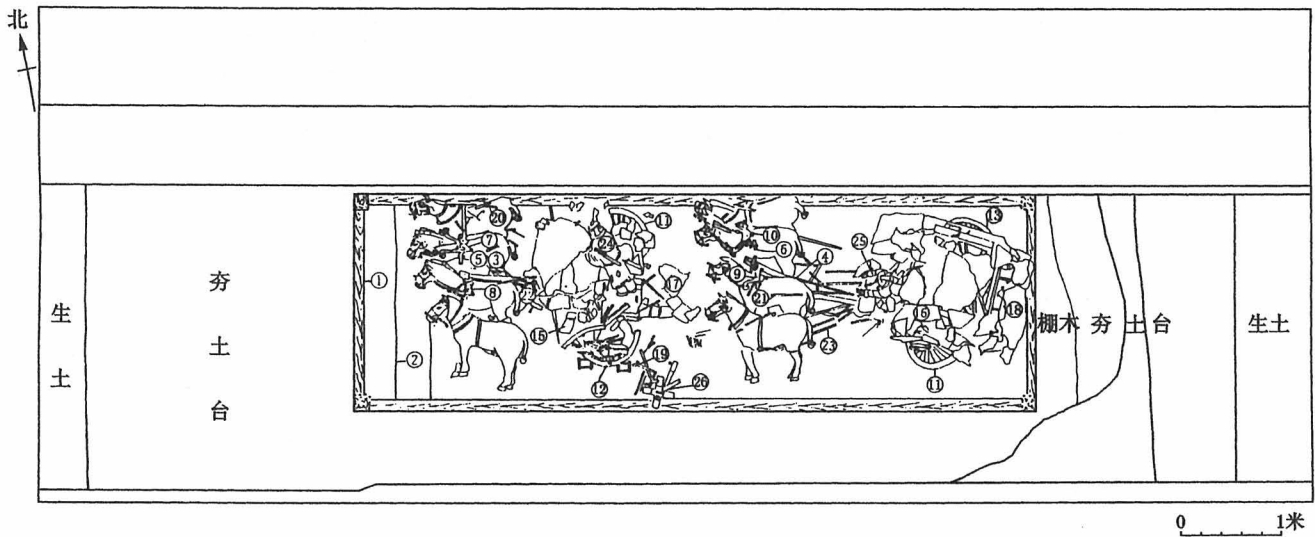
図表 1



車馬図

『古代都城与帝陵考古学研究』より抜粋

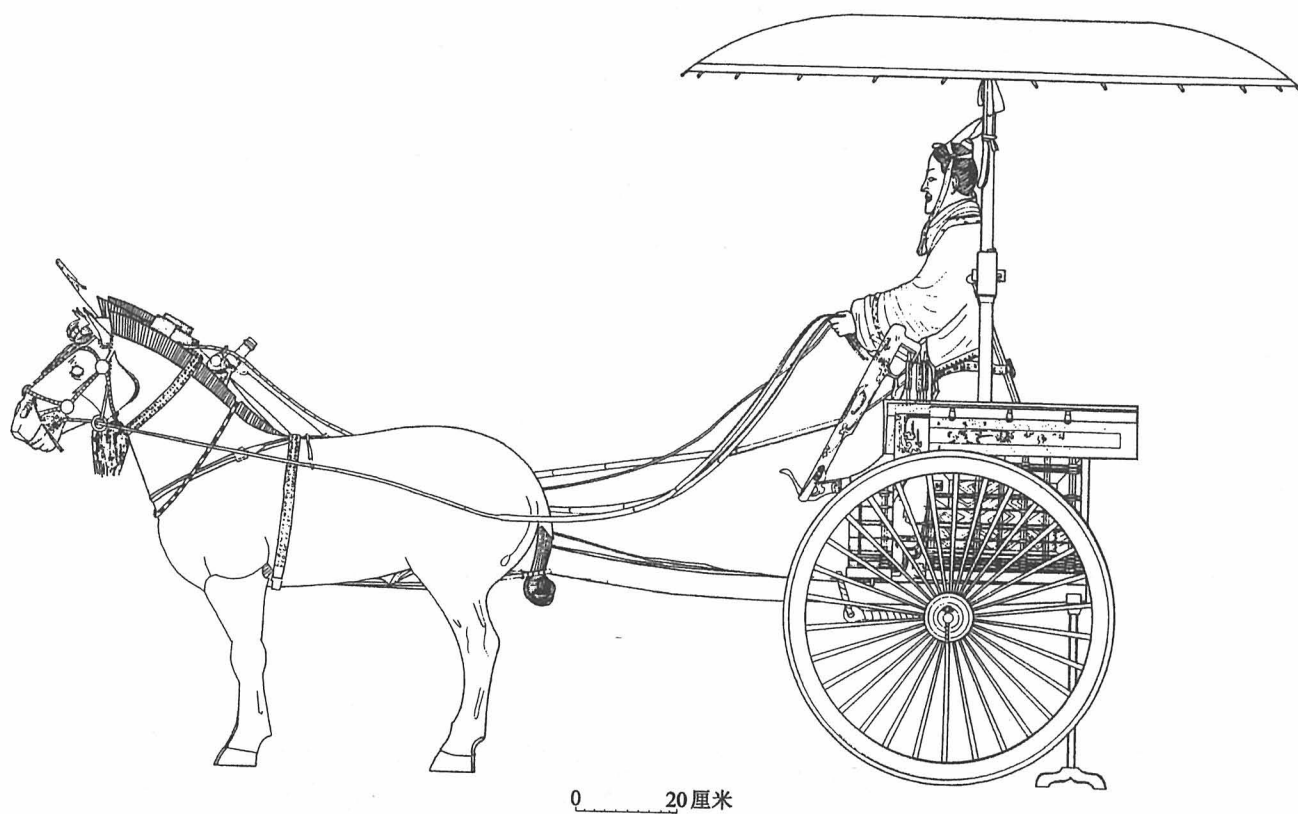
図表 2



銅車馬坑 四馬図

『秦始皇陵の考古学発現与研究』より抜粋

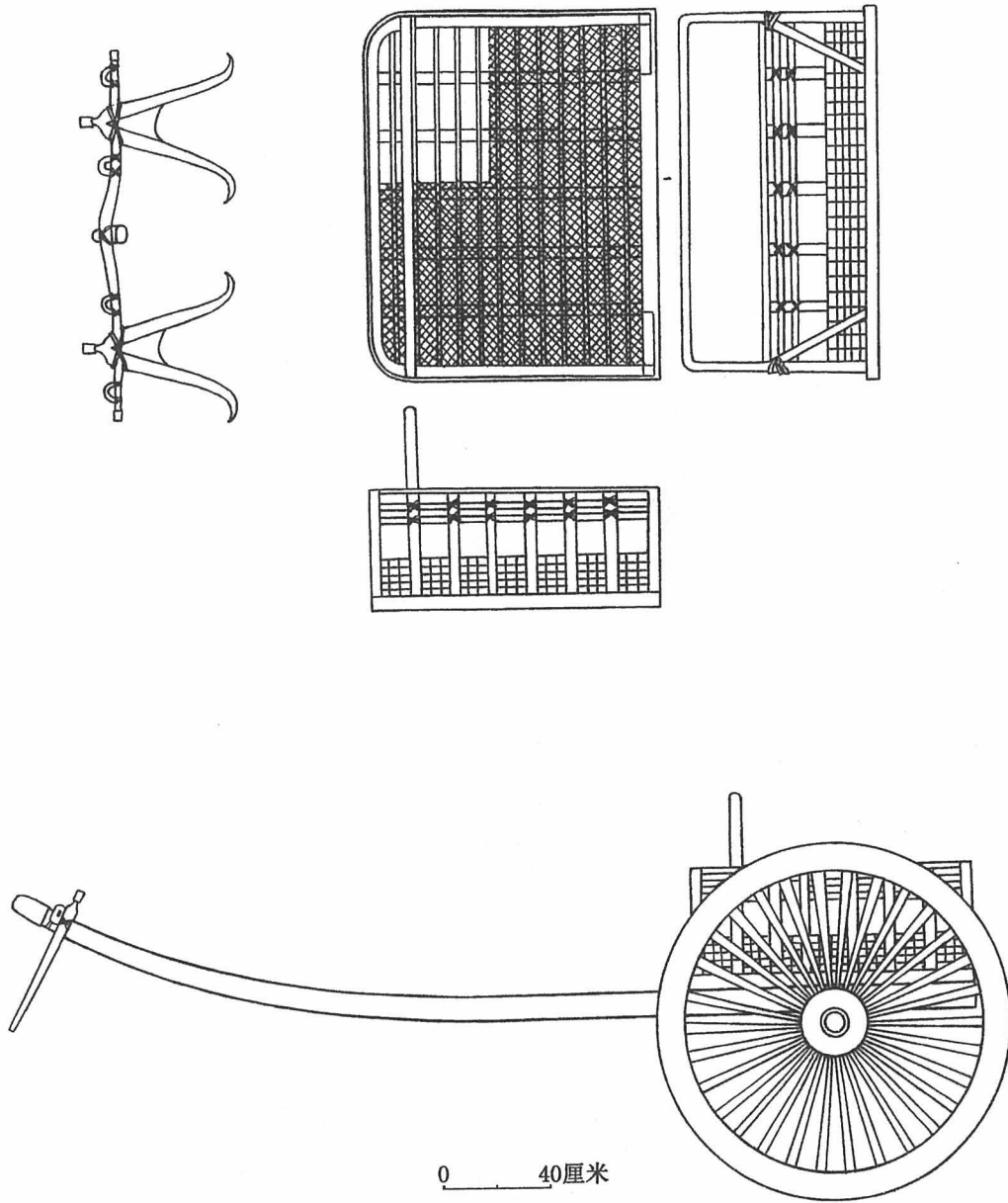
図表 3



銅車馬側面図

『秦始皇陵の考古学発現与研究』より抜粋

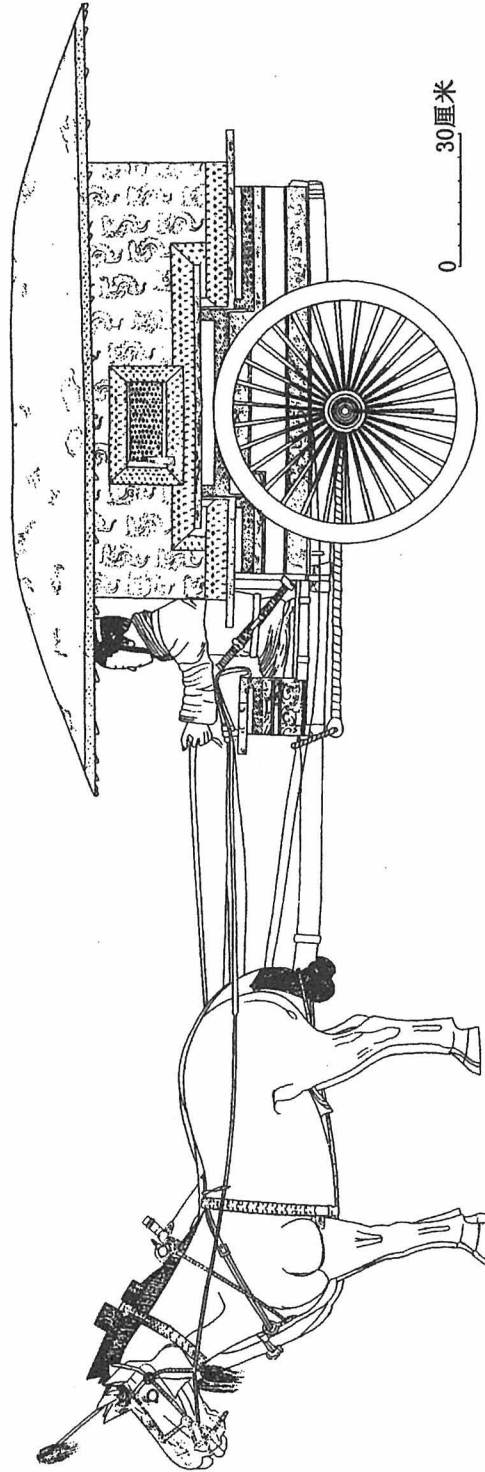
図表 4



兵車図

『秦始皇陵の考古学発現与研究』より抜粋

図表 5



銅車馬図 2

『秦始皇陵の考古学発現与研究』より抜粋